## **該当制度一覧表** (〇:該当, △:一部該当)

手帳・等級など			身	体障害	者手向	<u></u>		療育手帳				精	神手	帳	障害 基礎年金		難病患者	概要
	制度	1	2	3	4	5	6	$\otimes$	Α [	3	С	1	2	3	1	2		做
	心身障害者(児)福祉手当	0						С		)				0			・月額3,000円(年1回3月末) ・施設入所者不可 ※1年以上の居住要件有	
手当	特別障害者手当	Δ							Δ			Δ		Δ			・日常生活に常時特別な介護を必要とする20歳以上の方(月額26,620円) ・施設入所者や3カ月以上入院の場合は非該当	
	障害児福祉手当	Δ					0				Δ							・日常生活に常時特別な介護を必要とする18歳未満の方(月額14,480円)・施設入所児は非該当
	特別児童扶養手当		0								Δ						・日常生活に介護が必要な18歳未満の保護者(月額1級51,100円/2級34,030円 ・施設入所児は非該当	
年金	児童扶養手当	Δ	7							Т								・父または母が一定の障がいの状態にある場合
	障害基礎・厚生年金等								Δ									・国民年金法施行令の障害等級表による
	難病患者福祉手当																Δ	・月額3,000円(年2回9月末・3月末) ※医療受給者証の保有と1年以上の居住要件有
	心身障害者扶養共済年金		0					0										・保護者に万一のことがあった場合に残された障がい児(者)に終身年金を支給する制度
	手帳取得経費補助						0											・障がい者手帳の取得経費を補助
	更生・育成医療			С	)													・障がいを除去・軽減するための手術等の9割を保険者と公費で負担する制度 (育成医療については身体障害者手帳の有無は問いません。)
医療	マル福・神福	0	)	Δ					0						0			・健康保険の自己負担を助成する制度。身体障害者手帳3級は内部障害か IQ50以下の方が該当
	後期高齢者医療制度の早期適用	Ο Δ					0					0						・65歳以上75歳未満の方 ・身体障害者手帳4級は下肢の一部と音声言語障害の方が該当
福祉	補装具費の支給		 装具		に異な	る											Δ	・身体の欠損部位や障がい部位を補うための福祉用具の購入・修理費用の一部を公費で負担する制度
用具	日常生活用具の支給	状況により異なる															Δ	・日常生活用具の購入の一部を公費で負担する制度
TV =	所得税・住民税の障害者控除	0																
税の・軽減	自動車税・自動車取得税の 免除	障害部位ごとで相違										0						
	JR・私鉄旅客運賃等割引		各社で規定															
交通	路線バス無料パス交付							0										・関東鉄道の路線バス(銚子駅〜鹿島神宮駅間)が無料になるパス券(市内の停留所で乗降する場合) ※1年以上の居住要件有
	いばらき身障者等用駐車場 利用証			内部: の他該				0				0					Δ	・県内他30府県の障がい者等用駐車場で利用可能
	全国の有料道路割引				C	)												・全国の有料道路料金が半額になる制度(2種は、障がい者本人運転のみ)
	神栖市福祉タクシー	0	)					(				0					Δ	・医療機関への通院等の料金を助成
	運転免許証取得費補助		(	)														・運転適正試験に合格した方
	自動車改造費助成	Δ	4															・下肢又は体幹機能障害1・2級の方
	駐車禁止除外の対象			Δ				(										・公安委員会交付の標章の掲示により駐車禁止から除外されます
その	NHK 受信料の割引	Δ																・障害者手帳をお持ちの方が居るご家庭の NHK 受信料が割引されます
他	郵便葉書の無償配布	0	)					(										・通常郵便葉書を1人につき20枚配布(毎年4月1日から2カ月程度。最寄の郵便局)

この表は、平成27年4月1日現在の主な制度を一覧にしたものです。一部変更されている場合があります。